

## 業務説明資料

### 1 業務の名称

古橋廣之進記念浜松市総合水泳場運営維持管理事業監視支援業務

### 2 業務期間

契約締結日から令和10年5月31日（水）まで

### 3 業務の目的

本業務は、第2期古橋廣之進記念浜松市総合水泳場（ToBiO）運営維持管理事業（以下、「本事業」という）をPFI-RO方式及び指定管理者制度により実施するにあたり、民間事業者が実施する各種業務等に対し、市が実施するモニタリング等を支援することを目的とする。

### 4 業務の対象となる事業の概要

#### (1) 事業名称

第2期古橋廣之進記念浜松市総合水泳場（ToBiO）運営維持管理事業

#### (2) 事業方式

RO方式

#### (3) 事業期間

令和6年2月27日から令和20年3月31日

#### (4) 事業者名

浜松ブルーウェーブ株式会社

#### (5) 対象施設

浜松市総合水泳場古橋廣之進記念浜松市総合水泳場（ToBiO）

施設主要構成：メインプール（50m×10コース）

サブプール（25m×8コース）

飛込みプール（25m×25m）

レジャープール、スポーツジム、スタジオ展示資料室

構造階数：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、地上2階地下1階建

## 5 業務内容

業務の目的を達成するために受託者は以下の業務を実施する。

### (1) モニタリング実施計画書の見直し

#### 1) 評価指標及び評価基準に関する見直し案の作成

令和6年度及び7年度の年次統括書等を踏まえ、評価指標及び評価基準に関する見直し案の作成を行う。

次項で規定する「第三者機関」からの助言、勧告、答申等に基づき、評価指標及び評価基準の見直しを行い、事業者との協議によりモニタリング実施計画の修正支援を行う。

### (2) 第三者機関運営の支援

#### 1) 第三者機関の位置づけ

- ・ 第三者機関は、本事業に対するモニタリングに関し、客観的かつ専門的な知見を加えた助言と勧告等を行うことを目的とする。
- ・ 第三者機関は、令和8年度末、令和11年度末、令和14年度末、令和17年度末において、前年度までの業務実績やモニタリングの結果、外部環境の変化、今後の見通し等を踏まえ、市と事業者の協議を通じ、モニタリングにおいて確認すべき事項、評価指標及び評価基準に対する見直し策の方針と具体的な見直し内容を検討し、決定することを想定する。
- ・ 第三者機関は、令和19年度末において、市が要求水準等で示した本事業の目的、及び事業者が提案した業務遂行により目指すべき本事業の目標が、事業期間を通じてどの程度達成されたかを検証することを想定する。

#### 2) 運営支援

市、本事業の事業者、第三者機関を含めた会議等の運営のあり方について助言を行う。

また、第三者機関が確認する資料内容への助言や作成、修正、会議等の運営に関し、会議における外部専門家からの質問への回答、議事録の作成、公表資料の作成等についての支援を行う。

### (3) 運営・維持管理業務に関するモニタリング支援

#### 1) 運営業務に関するモニタリング支援

SPC から提出される以下の書類等に係る市が実施するモニタリングについて確認の支援を行い、疑義の発生した事項について助言・意見等をまとめ市に報告する。

- ・運営業務に関する業務計画書（令和 8～10 年度分）
- ・運営業務に関する月報、セルフモニタリングチェックシート（令和 8 年 4 月分～令和 10 年 4 月分）
- ・運営業務に関する年次統括書（令和 7～9 年度分）
- ・その他、事業者からモニタリングにあたり提出される書類等

また、市が現地で運営協議会へ出席する際、必要に応じて立会いを行い、助言を行う。（4 回／年 程度）

#### 2) 維持管理業務に関するモニタリング支援

SPC から提出される以下の書類等に係る市が実施するモニタリングについて確認の支援を行い、疑義の発生した事項について助言・意見等をまとめ市に報告する。

- ・維持管理業務に関する業務計画書（令和 8～10 年度分）
- ・維持管理業務に関する月報、セルフモニタリングチェックシート（令和 8 年 4 月分～令和 10 年 4 月分）
- ・維持管理業務に関する年次統括書（令和 7～9 年度分）
- ・その他、事業者からモニタリングにあたり提出される書類等

また、市が現地で運営協議会へ出席する際、必要に応じて立会いを行い、助言を行う。（4 回／年 程度）

#### 3) 事業期間修繕計画書に基づく修繕・更新業務に関するモニタリング支援

SPC から提出される以下の書類及び修繕・更新に関する施工に係る検討資料や成果資料について、要求水準書と提案書を踏まえ、次に掲げる通り、専門的な見地から内容の確認及び助言等の支援を行う。

- ・事業期間修繕計画書の見直し案
- ・詳細工程表を含む施工計画書
- ・各種図面・機器台帳
- ・修繕・更新履歴
- ・完成図書

・その他、事業者からモニタリングにあたり提出される書類等

① 市の疑問点、確認方法等に対する助言等

事業の実施にあたり、市からの問い合わせを踏まえて、技術面における一般的な懸念事項の助言を行う。

② 各種検査方法や測定方法の妥当性等の確認

SPC が実施する各種検査について、市の求めに応じて不明点や問題点の解消に係る助言を行う。

(4) 財務書類に関するモニタリング支援

SPC が提出する財務書類について、その内容が提案書等と適合しているかを確認し、市に報告を行う。

(5) その他の支援

1) 事業遂行上の問題及び契約上の疑義発生時の対応支援

市と SPC の間で、要求水準書との不適合に疑義が生じた場合や事業契約書等の解釈における疑義等が発生した場合等の対応について、市に助言等を行う。また、必要に応じてサービス対価の減額等の措置についても、助言を行う。ただし、設計・建設・工事監理業務等に関する技術的な助言は含まない。

2) サービス購入料の改定の支援

事業契約書に基づくサービス対価の改定に際し、サービス対価の算出等、市が行う作業等の支援を行う。

3) 事業の実施に係る法務面での支援

事業契約書に定めのない事項について、市と SPC の間で疑義等が生じた場合について、必要に応じて法的な見地からも市に助言等を行う。

4) 定めがない事項について

市が業務上必要と認めた場合、協議の上その業務を遂行する。